

名 称 奈良県行政不服審査会（全体会）

日 時 令和元年5月10日（金） 9時30分から9時50分まで

会 場 奈良県中小企業会館4階 会議室（2）

出席者 奈良県行政不服審査会委員（五十音順）

小川 富夫（社会保険労務士小川事務所 特定社会保険労務士）

佐伯 祐二（同志社大学司法研究科 教授）

戸城 杏奈（わかくさ法律事務所 弁護士）

森村 和枝（アミティエ社会保険労務士法人 特定社会保険労務士）

次 第 1. 開会

2. 議事

（1）会長の選任

（2）会長職務代理者の指名

（3）部会委員の指名

（4）会議の公開について

3. その他

概 要 以下のとおり

事務局： ただ今より「奈良県行政不服審査会」を開催いたします。

本日の審査会は、委員6名中4名のご出席をいただいております。「奈良県行政不服審査会条例」第6条第2項の「過半数の委員の出席」が認められますので、有効に成立しております。

それでは、開会にあたりまして行政経営・ファシリティマネジメント課長の森本よりご挨拶申し上げます。

森本課長： 行政経営・ファシリティマネジメント課長の森本でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、奈良県行政不服審査会委員の就任につき、ご承諾をいただき誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

ご承知のとおり全面的に改正された行政不服審査法は、平成28年4月に施行され、本年で丸3年が経過しております。今回新たな任期として、令和元年度から3年間引き続き慎重なご審議等よろしく願いいたします。

また、今回の委員改選により、新たに森村委員にご参加いただいております。引き続き皆様方にはよろしく願いするとともに、今後は森村委員にも案件について活発なご議論をお願いできればと考えております。これから3年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： それでは、まず、初めての委員もおられますので、行政不服審査制度について、事務局より説明いたします。

資料5-1をご覧ください。例1のとおり、市町村や県の出先機関が行った処分内容に不服がある場合、県において各事務を担当している部署が審査庁となり、審査請求を受けることになります。また、例2は、県の本課が行った処分内容に不服がある場合、各部局の主管課である企画管理室が審査庁となります。

審査請求を受けた後は、審理員というその事務に全く関わっていない職員が審理を行うこととなります。その者がこれまでの記録、審査請求に書かれた内容、主張や証拠等から総合的に判断して、意見書を作成し、審査庁へ提出します。

しかし、これだけでは奈良県という組織内での判断となりますので、第三者機関として「奈良県行政不服審査会」が設置され、審査庁からの諮問を受け、審理員が行った審理手続の適正性や、審査庁である地方公共団体の長の判断の妥当性をチェックし、その結果を審査庁へ答申を行います。

次に、審査請求があった場合の審理の流れにつきましては、資料5-2をご覧ください。資料のとおり審理員による審理、この審査会での調査審議を経て、裁決を行うのが基本となりますが、例外の場合もあります。

また、情報公開条例など、個別の審査会が設けられているものは、それぞれの審査会で調査審議がなされます。このほか、行政委員会や附属機関として設けられた介護保険審査会等に対する審査請求については、当該機関そのものが外部有識者による委員をもって組織されている合議体で、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため、審理手続や行政不服審査会への諮問は行われないうこととなっています。

なお、過去の当審査会における答申件数ですが、平成28年度が5件、平成29年度が16件、平成30年度が3件となっております。制度については以上です。

事務局： 続きまして、今回ご就任いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。資料1「奈良県行政不服審査会委員名簿」をご覧ください。名簿は、五十音順で整理しております。

まず、本日もご出席の委員について、ご紹介させていただきます。特定社会保険労務士 小川富夫委員でございます。同志社大学司法研究科教授 佐伯祐二委員でございます。弁護士 戸城杏奈委員でございます。今回、初めてご参画いただきます、特定社会保険労務士 森村和枝委員でございます。

なお、大阪学院大学法学部准教授 梶委員と弁護士 和島委員は、本日所要のため欠席されております。委員任期は3年間となっております。皆様、3年間、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、次第に従い議事に移らせていただきます。まず、議題（1）会長の選任についてです。資料2「奈良県行政不服審査会条例」をご覧ください。

会長については、同条例第5条第1項の規定により「委員の互選により選任する。」とされていますので、会長の選任につきまして、委員の皆様のお意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。

小川委員： 佐伯委員にお願いしたらどうでしょうか。

事務局： 「佐伯委員にお願いしてはいかがでしょうか」というご意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他の委員： よろしいのではないのでしょうか。

事務局： ありがとうございます。ご異議がないようですので、佐伯委員に本審査会の会長をお願いしたいと思います。それでは佐伯会長におかれましては会長席にお移りいただきますようお願いいたします。以降の進行につきまして、佐伯会長をお願いいたします。

佐伯会長： ただいま会長に選任いただきました佐伯でございます。森村委員を除いては既に皆さんにはお世話になっておりますが、どうか引き続きよろしく願いいたします。時々意見も割れますけれども十分に議論をすることが重要と思っております。殊に私あるいは梶委員もそうですけれども行政法学という法律の中では一分野を一生懸命やってきた者にとっては、民法の知識が不足していますし、よく扱われている社会保障関係の実情についても裁判例などといった限られた情報を通じてしか知らない場合がありますので、他のお二方のそれぞれの部会において種々お助けいただくことがあろうかと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは本日の議題（２）です。会長職務代理者の指名についてです。これにつきましては条例の第５条３項「会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」ことになっております。全体の会長が私となりましたところ、職務代理の委員につきましては前回に引き続き梶委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他の委員： 異議なし。

佐伯会長： ありがとうございます。

それでは次の議題（３）です。部会委員の指名に移らせていただきます。これも条例に関連する規定第８条によりますと会長が指名するということになっておりますので、私から指名することになります。この審査会の委員の皆様は大学教員、弁護士、社会保険労務士のお二人ずつの構成になっておりますので、前回と同様であります。各分野お一人ずつ３人の部会を合計２つ設置させていただきたいと思っております。

第１部会は、小川委員、戸城委員と私という構成で、第２部会は、本日ご出席なのは森村委員だけですが、他に梶委員、和島委員の３人でそれぞれ構成したいと思っております。これでよろしいでしょうか。

他の委員： 異議なし。

佐伯委員： ありがとうございます。

では、各部会の委員構成は先程申したとおりにさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

部会長の選任それから部会長職務代理者の指名につきましては、別途条例の規定第８条第３項に基づきまして、各部会において選出していただきます。第１部会の場合はこの後で第１部会の案件がありますので、その冒頭でということになります。第２部会につきましては、また近日中になろうかと思

ます。

この全体会議に関しましては、議事（４）がございます。本審査会の公開について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 県が設置する附属機関の会議については、原則公開となっておりますので、当審査会についても基本的には公開することとしたいと考えております。ただし、資料４の奈良県情報公開条例第７条に規定する不開示情報である個人情報などが含まれる場合は、会長又は部会長とご相談のうえ、公開・非公開を決定してまいりたいと思います。

なお、公開することとした会議については、その内容を、非公開とした会議は、その概要をそれぞれ県のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

佐伯会長： 今公開のあり方について一般的なご説明がありました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。私の知る限りではどこの地方公共団体でも同様のやり方をされているように思いますけれども、審議会や審査会については基本的に公開とする。とりわけ新たな規定案等を検討する場合等についてはそういうこととなります。ただ、不開示情報が含まれると考えられる場合は、公開・非公開の判断がその度ごとに必要になりますけれども、私の知る限りでは個別の案件の審理となりますと、個人情報あるいはプライバシー情報ばかりになりますので、実際上そのような案件について公開が出来る場合は考えにくいと思っております。また、これまで公開・非公開で疑義のあった例はありません。以上のような方針でございますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他の委員： 異議なし。

佐伯会長： ありがとうございます。

基本的には先ほどの情報公開条例の解釈からこのような方針になります。ちなみに法廷の公開の場と違って、行政手続上の審理は公開していないものがむしろ多いです。

これから審査会を動かしていけば、いろいろ問題が生じてくるかと思えます。個々の部会だけで、あるいは部会長同士の話し合いだけでは済まない場合があり得るのであって、そういった場合にはいずれまた全体会を開いたうえで、方針を決定しなければならなくなるかもしれません。

何かご質問等ございませんでしょうか。他に特にございませんようでしたら、これで全体会議としては以上でございます。本日の議事を終了いたします。